

保長介第4573号

令和2年12月9日

介護サービス事業所・施設 管理者 様

さいたま市保健福祉局長寿応援部介護保険課長

(公 印 省 略)

介護保険事業者等事故報告書の提出方法変更について (通知)

日頃より、本市の介護保険制度の運営についてご理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在、各事業所における転倒等の事故につきましては、書面による報告でご対応いただいているところですが、この度、事故発生時の報告取扱指針を改定し、介護保険事業者等事故報告書を書面から原則電子申請システムによる提出方法へ変更させていただくこととなりました。

電子申請システムによる提出の運用は令和3年1月1日より開始します。これ以降、介護保険事業者等事故報告書を提出される場合には、電子申請システムでの提出をお願いいたします。

なお、電子申請システムでの提出が困難である等の場合は、これまで通りの書面による提出で差し支えありません。

詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

さいたま市ホームページ

U R L <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p043157.html>

たどり方 トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険
> 指定申請・共通 > 介護保険事業者等での事故発生時の報告について

【担当】

さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護
保険課

事業者係 高波 櫻井 神谷 高橋

TEL : 048-829-1265

FAX : 048-829-1981